

(仮称)南田中図書館への指定管理者導入についての陳情書

平成 20 年 3 月 13 日

学校図書館を考える会ねりま・よりよい練馬区の図書館をつくる会・ねりま地域文庫読書サークル連絡会 陳情のための連合

代表者 住 所 練馬区中村 3-10-6

氏 名 関 日 奈 子 印

電 話 03 (3990) 6327

練馬区教育委員会委員長 殿

要 旨

- 1 図書館全体の管理運営計画がなく不十分な(仮称)南田中図書館への開館初年度からの指定管理者制度導入は、学校支援モデル事業を創り上げるのに不適切であるので、止めてください。
- 2 早急に、図書館協議会または図書館運営協議会を設置し、区民のライフラインともいべき区立図書館の望ましい姿と管理運営体制について協議してください。

理 由

- 1 (仮称)南田中図書館が計画している学校支援モデル事業の実施には、事業の開始段階においては直接区が創り上げ関与することが一番効果的であることから、「計画段階から参加しているベテラン職員を図書館長と事業担当者として配置する」現行体制が適切であり、指定管理者よりも数段優れていると考えます。
 - 1) (仮称)南田中図書館は、小学校体育館との合築という立地条件を生かし、区立図書館における学校支援のモデル事業の試行等特色ある図書館運営を計画しています。計画には、既に既設館で取り組んでいるものもあり、その経験を活かし発展させることが大切です。

学校支援モデル事業は、(仮称)南田中図書館建設懇談会が学校支援分科会を設け、担当エリア内の学校および学校図書館に対し、下記の学校支援をモデル事業として試行していく旨まとめたものです。

 - 多種多様な読書活動の推進の支援
 - 学校図書館の運営の充実の支援(ボランティアの育成支援、コーディネイトの試行含む)
 - 学校図書館の活用の支援・学校教育における(仮称)南田中図書館の利用(学校作成の教材資料保存の支援含む)
 - 学校間の連携・協力の支援
 - 司書教諭等図書館担当教諭等の研修の支援
 - 学校図書館所蔵図書の情報化の支援
 - 学校図書館機能の整備への支援
 - 2) 学校支援モデル事業は、ブックトーク、読み聞かせ、お話、本の探検ラリー等を学校の要望に応じて行うことだけではなく、学校の教育課程の展開に寄与する学校図書館支援や子どもの読書活動を推進するために、その中核を担う図書館からの練馬区における経験を活かした積極的な働きかけと試行錯誤を伴う地道な取り組みにより創りあげていくものです。創り出されたモデル事業は、図書館全体に広めていかなければなりません。
 - 3) 担当区域内の小・中学校との連携、事業の具体的計画立案から実施、展開時の試行錯誤を伴う調整・改善、ボランティアの参加などを行なう場合、計画段階から参加している図書館長の采配のもと(仮称)南田中図書館が一体となって取り組める体制の方が、練馬区の事情に通じていない指定管理者と光が丘図書館職員の二人三脚体制より、大きな力が発揮できます。それは、学校支援モデル事業の図書館全体への発展・蓄積においても大きな影響を与えます。
 - 4) 学校支援モデル事業の実施には、現行体制よりも指定管理者の方が適切な人材が手配できるので、よりよいものができるとの期待があるが、それは事実と異なります。

指定管理者制度の好例として紹介され注目されている千代田区立図書館の指定管理者は、企画担当会社・広報案内担当会社・図書館実務運営会社の3社による連合であり、斬新で意欲的な取り組みは、企画会社（ゼネラルマネージャー、図書館長、企画業務を担当）の力量に負うところが大きいものです。

この3社連合が可能なのは、図書館全4館を一括して指定管理対象としているからであり、（仮称）南田中図書館一館だけの指定管理者に当てはまるものではありません。

さらに、地域館に指定管理者制度を導入している杉並、大田、足立3区においても、学校支援モデル事業のような新規事業の創出に力を発揮した事実は聞いておりません。

学校支援モデル事業の実施に、企画調整・折衝能力の高い企画専門家等を活用する場合は、人選が第一であり、公募を含め広く検討した上で、最適人者（会社）と直接に契約を結ぶのが最善です。現に練馬区でも外部の人材を活用しています。これに比べ指定管理者は、応募者が少なく図書館運営の総合評価により選定するため、適任者の人選で劣ります。

（仮称）南田中図書館における指定管理者制度の導入は、図書館全体の管理運営計画の一部として示されるべきですが、それがなされず、一館のみの検討であり不十分です。

- 1) 区立図書館は、一館のみで独立運営されているのではなく、光が丘図書館を中心に統一されたネットワークにより運営されています。従って、よりよい図書館のための管理運営体制はどうあるべきか、図書館全体としての十分な検討が必要不可欠です。
- 2) 平成18年度から3カ年にわたって計画された一部業務委託体制は、実施途中であり最終年度として光が丘・石神井・小竹3図書館が20年4月より開始されます。最大規模で中央館機能を持つ光が丘図書館を含むこの体制の本格的評価は、これからの段階であり、それもなされぬままに指定管理者制度の一館のみの導入を進めるのは当を得ないものです。

（仮称）南田中図書館一館のみに、急いで指定管理者制度を導入する理由は見当たりません。唯一の理由として考えられるものは、区の方針「新設区立施設は原則として指定管理者制度を導入すること」に従うことです。

しかし、新中期計画で図書館の整備と充実を目標に掲げていること、区の方針も「原則として」であることからすれば、少なくとも開館初年度は、学校支援モデル事業取組に一番効果的な管理運営（区職員の図書館長による現行）体制を採用するのが当然です。それを無視してまで指定管理者制度の導入を強行しなければならないものではないと考えます。

- 2 早急に練馬区立図書館の管理運営体制をはじめ中・長期的あり方について検討する場として、図書館協議会または図書館運営協議会を設ける必要があります。

図書館の一層の整備・充実についての要請は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年）文字・活字文化振興法（平成17年）これからの図書館像（文部科学省報告平成18年）などによっても明らかで、練馬区も新長期計画に目標を掲げて取り組んでいます。

それにもかかわらず、（仮称）南田中図書館の一番効果的な運営体制を採らず、図書館の実情を無視したとさえ言える一館のみの指定管理者制度導入が計画されたことは、練馬区立図書館の望ましいあり方についての検討体制に問題があることを示しています。

図書館協議会または図書館運営協議会は、管理運営体制をはじめ中央図書館構想の検討やITの飛躍的進展に伴う図書館の様変わりへの対応など、中・長期的な図書館のあり方の協議や図書館サービスの評価をし、着実な図書館の充実・発展に重要な役割を果たすものです。

区民の生きるための情報を得る重要な機関であり、区民・利用者と行政・図書館職員が協力しあう中で、発展を遂げてきた練馬区の図書館には、「地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努める」（公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準）ために、図書館協議会または図書館運営協議会の設置は、自然であり、当然なことです。